

令和3年門審第23号

裁 決

遊漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年3月6日14時15分

鹿児島湾口

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	漁船B
総トン数		7.3トン	0.8トン
登録長		12.80メートル	5.56メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		382キロワット	
漁船法馬力数			30キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部のやや後方に操舵室を配し、同室の右舷側に操縦席を設け、レーダー及びGPSプロッターなどを装備したFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年3月6日05時00分鹿児島県高須港の係留場所を発し、同県高瀬北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分釣り場に到着後、釣り客に流し釣りを行わせていたものの、釣果が少なく、釣り客から帰航することを促されたので、平素に比べて、1時間ないし2時間早く帰途に就くことにした。

ところで、Aは、17.0ノットないし17.5ノットで航行すると船首部が約1メートル浮上し、a受審人が操縦席に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、正船首から左舷方に10度ないし15度、同じく右舷方に5度ないし10度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、a受審人は、平素、上体を動かして船首方を見たり、操縦席右方の角窓から顔を出すなどしたりして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、13時30分釣り場を発進し、係留場所がある高須港北方の、船首目標にしている顕著な丘（以下「船首目標の丘」とい

う。)を正船首に見て帰途に就いたところ、鹿児島湾口南部に存在する海底から突出した水深約32メートルの岩礁の大曾根付近に、漁船や遊漁船などからなる2つの漁船群を認めたので、右転して同漁船群の中央付近を航過した。

a 受審人は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、2つの漁船群のほぼ中央を航過した後、再び高須港沖合に向かうため、船首目標の丘に船首を向けて左転したところ、平素、16時を過ぎて大曾根付近を北上して帰航するときには、漂泊している小型船舶を見掛けたことがなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、14時10分少し前根占港北防波堤灯台から209度(真方位、以下同じ。)5.1海里の地点で、針路を017度に定め、17.3ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により進行した。

a 受審人は、14時13分根占港北防波堤灯台から212度4.3海里の地点に達したとき、正船首1,070メートルのところに、船首を右方に向けたBを視認でき、ほぼ同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、依然、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、上体を動かして船首方を見たり、操縦席右方の角窓から顔を出すなどしたりするなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けないまま続航し、14時15分少し前船首甲板で前方を見ていた釣り客1人が、操舵室の方を振り返って身振りで停船することを伝えているように見えたので、機関を全速力後進としたものの、及ばず、14時15分根占港北防波堤灯台から214度3.7海里の地点において、Aは、原針路のまま、14.5ノットの速力となったとき、その船首部が、Bの右舷中央部に後方から73度の

角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、一本釣り漁業に従事し、操舵室を有しない一層型のFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段が講じられていないまま、同日07時00分鹿児島県大根占港の係留場所を発し、同港の南西方約6海里沖合の漁場に向かった。

b受審人は、07時30分漁場に到着し、漂泊しながら操業を開始し、漁獲を求めて潮上りを繰り返しながら操業を続けた後、13時45分から前示衝突地点付近において、船首からパラシュート型シーアンカーを投入し、直径10ミリメートルないし15ミリメートルの合成繊維製アンカーロープを約20メートル伸出して船首のクリートに止めて機関を停止し、漂泊して操業を再開した。

14時13分b受審人は、前示衝突地点で、船首を090度に向けて漂泊しながら船尾甲板で漁具の片付けをしていたとき、右舷船尾73度1,070メートルのところに、北上するAを初認し、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Aが自船の船尾方を無難に航過するものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けていたところ、14時15分僅か前右舷船尾方至近に同船を認め、両手を左右に振りながら大声をあげたものの、Bは、090度に向首したまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部に擦過傷等を生じ、Bは両舷中央部に損壊等を生じたのち廃船処理され、b受審人が尾骨部打撲傷等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、鹿児島湾口において、航行中のAと漂流中のBが衝突したものであり、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになる。

予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鹿児島湾口において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、鹿児島湾口において、高須港の係留場所に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、上体を動かして船首方を見たり、操縦席右方の角窓から顔を出したりするなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせたうえ、Bを廃船とさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

b 受審人は、鹿児島湾口において、操業を行いながら漂泊中、北上する A を認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、A が自船の船尾方を無難に航過するものと思い、動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、A に対して避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船と衝突する事態を招き、A 及び B 両船それぞれに損傷を生じさせたうえ、B を廃船とさせ、自らも負傷するに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 月 25 日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄